

## 旧税率が適用される取引がある場合

- 消費税等の軽減税率は、制度実施前と同じ8%ですが、消費税率（6.3%→6.24%）と地方消費税率（1.7%→1.76%）の割合が異なります。  
したがって、区分経理に当たっては、**旧税率、軽減税率及び標準税率のそれぞれの適用税率ごとに区分しておく必要**があります。

区分	適用時期 令和元年9月30日まで (旧税率)	令和元年10月1日から	
		軽減税率	標準税率
消費税率	6.3%	6.24%	7.8%
地方消費税率	1.7% (消費税額の17／63)	1.76% (消費税額の22／78)	2.2% (消費税額の22／78)
合 計	8.0%	8.0%	10.0%

令和元年10月1日前後の取引がある場合には、適用税率に注意する必要があります。  
請求書やレシートを基に確認したり、取引先に聞いてみるとなどして、取引ごとの適用税率を確認の上、区分しておきましょう。

